

鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、鹿島市干潟展望館（以下「展望館」という。）の更なる利活用と価値向上を図るため、展望館の利用者が自由に憩い、楽しめる魅力的な空間を創出するために展望館のテナント入居者が行う共用スペースの整備事業に要する費用に対し、予算の範囲内において鹿島市干潟展望館整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和 4 7 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共用スペース 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用の許可（以下「行政財産使用許可」という。）を受けた展望館 2 階のうち、テナント入居者の営業利用の用に供しない区域であって、利用者が自由に利用できる空間をいう。
- (2) 整備事業 共用スペースの内装改修、設備整備その他利用者の利便性及び快適性の向上を目的とした工事及び設備の設置をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鹿島市干潟展望館テナント募集により選定された者であること。
- (2) 市税及び消費税・地方消費税に滞納がないこと。
- (3) 鹿島市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 0 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等に該当しないこと。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）並びに

補助率及び限度額は、別表のとおりとする。ただし、第6条第1項の規定による補助金の交付決定前に発生した経費及び補助対象経費として明確に区分できない経費は、補助対象外とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするテナント入居者（以下「申請者」という。）は、鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業経費の配分表
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと決定したときは、鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付すことができる。

（補助金の変更申請等）

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた整備事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、鹿島市干潟展望館整備事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を得るものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止若しくは廃止を承認すべきものと認めたときは、鹿島市干潟展望館整備事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付すことができる。

（実績報告）

第8条 申請者は、整備事業が完了したときは、速やかに鹿島市干潟展望館整備事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業経費の配分表
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、整備事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿島市干潟展望館整備事業補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する補助金確定通知書に基づき申請者が提出する鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付請求書（様式第7号）を受理した場合には、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、交付決定額の範囲内において、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 前項の規定による補助金の概算払を受けようとする申請者は、鹿島市干潟展望館整備事業補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 補助金を整備事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に基づく市長の処分若しくは命令に違反したとき。
- (5) 展望館の行政財産使用許可が取り消されたとき。
- (6) 整備事業の執行状況が著しく適正を欠くと認められるとき。

(交付金の返還)

第12条 市長は、第9条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返

還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部について期間を定めて返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

- 第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった整備事業の状況、事業に係る経費の収支その他の事業に関する事項を明らかにする書類等を備え付け、整備事業完了年度の翌年度から5年間保管するものとする。

（適正管理）

- 第14条 補助金の交付を受けた者は、整備事業により取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。
- 2 補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、整備事業が完了した後も取得財産等を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（整備事業の検査等）

- 第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告をさせ、又はその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（補則）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	補助率・限度額
＜補助対象経費＞ 展望館の利用者が自由に憩い、楽しめる魅力的な空間を創出することを目的に、あらかじめ市長が認めた展望館共用スペース整備に要する次の費用とする。 (1) 改装工事費用（内装改修工事等） (2) 耐用年数 4 年以上で取得価額 1 品が 5 万円以上の備品購入費 (3) その他市長が適当と認めたもの ＜補助対象外経費＞ (1) テナント入居者の営業に直接使用する設備及び備品 (2) テナント入居者の人件費	＜補助率＞ 1 / 2 ＜限度額＞ 3 0 0 万円

備考 補助対象経費の合計額に補助率を乗じた金額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付申請書

年度において、鹿島市干潟展望館整備事業補助金の交付を受けたいので、鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 補助金交付申請額 金 円

3 事業計画書（別紙 1）

4 収支予算書（別紙 2）

5 事業経費の配分表（別紙 3）

6 添付書類

- (1) 事業の概要が分かる資料（位置図、配置図、平面図、立面図等）
- (2) 工程表
- (3) 見積合わせや入札等の実施を確認できる書類

※ 見積合わせや入札を実施できない場合はその理由を示した書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度鹿島市干潟展望館整備事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助対象経費の額 金 円

2 補助金交付決定額 金 円

3 条件事項

- (1) 整備事業の完了後、速やかに実績報告書（様式第 5 号）を提出すること。
- (2) 整備事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は中止し、若しくは廃止しようする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用しないこと。
- (4) 交付決定に対して不服がある場合、申請を取り下げることができる期間は、この通知書受領の日から 14 日以内とする。
- (5) その他、鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付要綱の定めを守ること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

鹿島市干潟展望館整備事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった 年度鹿島市干潟展望館整備事業補助金について、下記の理由により変更（中止・廃止）し〔金 円の追加交付（減額承認）を受けたい〕ので、鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 変更しようとする事業の概要及び経費の配分

- | | | | | |
|-------------|-----|---|---|---|
| 3 事業完了予定年月日 | 変更前 | 年 | 月 | 日 |
| | 変更後 | 年 | 月 | 日 |

注）関係書類：補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるようにすること。

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市干潟展望館整備事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度鹿島市干潟展望館整備事業補助金に係る補助事業の変更（中止・廃止）について、下記のとおり承認することを決定したので、鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更後の補助対象経費の額 金 円
- 3 変更後の補助金交付決定額 金 円
- 4 既 交 付 決 定 額 金 円
- 5 交 付 決 定 額 の 増 減 額 金 円
- 6 変更後の事業完了予定年月日 年 月 日
- 7 承認の条件

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

鹿島市干潟展望館整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知
があった 年度鹿島市干潟展望館整備事業補助金について、下記のとおり
事業を実施したので、鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付要綱第 8 条の規
定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 事業報告書（別紙 1）
- 3 収支決算書（別紙 2）
- 4 事業経費の配分表（別紙 3）
- 5 添付書類
 - (1) 整備の状況が分かる写真（着工前・工事中・完成後）
 - (2) 工事請負契約書の写し
 - (3) 領収書等支出を証する書類の写し
 - (4) 取得財産管理台帳の写し

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市干潟展望館整備事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度鹿島市干潟展望館整備事業補助金について、その額を確定したので、鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 補助金の確定額 金 円

2 補助条件

鹿島市補助金交付規則及び鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付要綱の規定を順守すること。

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者 印

鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった鹿島市干潟展望館整備事業補助金として、下記の金額を交付されるよう鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により請求します。

記

請求額	金	円
（内 訳）		
交付決定額	金	円
〔確定補助金額〕	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

振込口座

フリガナ			
口座名義			
振込先	銀行 信用金庫 支店		
口座種目	普通・当座	口座番号	

様式第 8 号 (第 10 条関係)

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所

名称

代表者

印

鹿島市干潟展望館整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知
 があった鹿島市干潟展望館整備事業補助金について、下記のとおり概算払を
 受けたいので、鹿島市干潟展望館整備事業補助金交付要綱第10条第3項の
 規定により請求します。

記

請求額 金 円

(内 訳)

交付決定額 金 円

交 付 済 額 金 円

今回請求額 金 円

残 額 金 円

振込口座

フリガナ			
口座名義			
振込先	銀行 信用金庫 支店		
口座種目	普通・当座	口座番号	

(様式第1号一別紙1)

事業計画書

1 申請者の概要

フ	リ	ガ	ナ	フ	リ	ガ	ナ
法	人	名		代表者職・氏名			
住	所	〒 ー 電話番号 ()					

2 改修工事等の内容

事業実施期間	着手予定日： 年 月 日 完了予定日： 年 月 日
スケジュール	別紙「工程表」(任意様式)のとおりに記載
改修費用	別紙「収支予算書」のとおりに記載
共有スペースの改修の必要性	
改修内容 (箇所及び規模)	

3 改修による効果

--	--

(様式第1号－別紙2)

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
市補助金		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

事業経費の配分表

申請者名	
------	--

補助金申請額 E		円
----------	--	---

支出項目	事業費 (補助対象経費) (税抜) A	事業費の負担区分		別表に掲げる 補助限度額 (300万円) D	市補助金	備考
		補助金 (A×1/2) B	補助事業者 負担 (A-B) C		補助額 (BもしくはDのいずれか低い額) E	
計				3,000,000		

(注)1 適宜、表を追加して記載すること。
(注)2 算出した額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

事業経費の配分表

申請者名	ABC株式会社
------	---------

補助金申請額 E	3,000,000	円
----------	-----------	---

支出項目	事業費 (補助対象経費) (税抜) A	事業費の負担区分		別表に掲げる 補助限度額 (300万円) D	市補助金	備考
		補助金 (A×1/2) B	補助事業者 負担 (A-B) C		補助額 (BもしくはDのいずれか低い額) E	
内装工事	4,500,000	/	/	/	/	見積書①参照
撤去処分費	3,000,000					見積書②参照
計	7,500,000	3,750,000	3,750,000	3,000,000	3,000,000	

(注)1 適宜、表を追加して記載すること。
(注)2 算出した額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(様式第3号－別紙)

収 支 予 算 書 (変 更)

(1)収入の部 (単位：円)

区 分	変更前予算額	変更後予算額	変 更 内 容
市補助金			
計			

(2)支出の部 (単位：円)

区 分	変更前予算額	変更後予算額	変 更 内 容
計			

事業報告書

1 申請者の概要

フリガナ		フリガナ	
法人名		代表者職・氏名	
住所	〒 ー 電話番号 ()		

2 改修工事等の内容

事業実施期間	着手日： 年 月 日 完了日： 年 月 日
改修費用	別紙「収支決算書」のとおり
改修内容 (箇所及び規模)	

3 改修後の効果

--

(様式第5号－別紙2)

収 支 決 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
市補助金		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
計		

事業経費の配分表

申請者名	
------	--

補助金申請額 E		円
----------	--	---

支出項目	事業費 (補助対象経費) (税抜) A	事業費の負担区分		別表に掲げる 補助限度額 (300万円) D	県補助金	備考
		補助金 (A×1/2) B	補助事業者 負担 (A-B) C		補助額 (BもしくはDのいずれか低い額) E	
計				3,000,000		

(注)1 適宜、表を追加して記載すること。
(注)2 算出した額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(参考様式)

取 得 財 産 等 管 理 台 帳

(単位:円)

財産名	規格	数量	単価(税抜)	金額(税抜)	取得年月日	保管場所	備考

(注)・対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上(税抜)の機械、器具、備品及びその他の財産。

- ・数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
- ・取得年月日は、検収年月日を記載のこと。